

## 浪速区役所ドライブレコーダー等管理規程

### (目的)

第1条 この規程は、公用車に設置したドライブレコーダー及び記録媒体並びに記録データ（以下「ドライブレコーダー等」という。）の取扱いを適切に行うことと併せ、撮影された市民等のプライバシーの保護を図るため、その設置及び運用について、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公用車

浪速区長が管理する業務用車両をいう。

(2) ドライブレコーダー

公用車の運行時等の映像、音声、速度、位置その他の情報を電磁的記録媒体に記録する装置であって、当該公用車に設置されたものをいう。

(3) 記録媒体

次号に規定する記録データを記録するための電磁的記録媒体であって区長が管理するものをいう。

(4) 記録データ

ドライブレコーダーにより記録媒体に記録された、公用車の運行時等の映像、音声、速度、位置その他の情報を記録した電磁的記録をいう。

### (ドライブレコーダー設置の掲示)

第3条 公用車にドライブレコーダーを設置している場合は、その旨を当該公用車の車体に掲示するものとする。

### (管理責任者等の設置)

第4条 ドライブレコーダー等の管理責任者を置き、別表に定める課長級の職員をもって充てる。

2 ドライブレコーダー等の取扱いに関する事務を行う者として、操作責任者を置き、管理責任者が指名する課長代理級又は係長級の職員をもって充てる。

### (ドライブレコーダー等の取扱い及び管理方法)

第5条 前条第1項の管理責任者及び同条第2項の操作責任者（以下「管理責任者等」という。）以外の者によるドライブレコーダー等の取扱いを禁止する。ただし、管理責任者等の指示を受けた職員が、その指示された事務を行う場合はこの限りでない。

2 公用車の使用者は、公用車を離れる際にはドアを施錠し、盗難を回避するために必要な措

置をとるとともに、異常があれば管理責任者等に報告しなければならない。

- 3 記録媒体は常時ドライブレコーダーに接続した状態とする。ただし、事故等における処理の円滑化のための利用時など、記録媒体を公用車外で保管する場合は、浪速区役所内の収納庫に施錠して保管しなければならない。

(事故等発生時の管理責任者等への報告)

第6条 事故等が発生した場合、車両の使用者は、管理責任者等に対し、速やかに当該状況を報告しなければならない。

- 2 前項の規定により報告を受けた管理責任者等は、報告日、報告者及び報告内容を記録しなければならない。

(記録データの保存と削除)

第7条 管理責任者等は、前条の規定により報告を受けた事故等の円滑な処理及び交通法規等の遵守事項の把握・原因分析のために、庁内情報ネットワークのネットワークサーバ又は管理責任者等が適切と認める電磁的記録媒体（以下「庁内サーバ等」という。）に記録データを保存するものとする。

- 2 前項の規定によるもののほか、職員の安全運転指導その他記録データを保存する必要があると管理責任者等が認める場合は、庁内サーバ等に記録データを保存することができる。
- 3 記録データを庁内サーバ等に保存した場合、管理責任者等は、当該記録データを記録媒体から削除することができる。
- 4 庁内サーバ等に保存した記録データは記録時の状態のまま保管し、管理責任者等の許可なく編集及び複製をしてはならない。

(記録データ利用及び提供の制限)

第8条 記録データは、法令に基づく場合を除き、第7条第1項及び第2項に定める目的の範囲を超えて、利用又は外部への提供をしてはならない。ただし、個人情報保護に関する法律第69条第2項各号に該当する場合、この限りではない。

- 2 記録データの外部提供に関する事務は、管理責任者等が行うものとする。
- 3 管理責任者等は、記録データの外部提供を行った場合、提供日、その理由、期日、提供を行った相手方の名称・所在地、及び提供データの内容等を記録しなければならない。

(記録データの保存期間)

第9条 庁内サーバ等に保存した記録データは、大阪市公文書管理条例及び大阪市公文書管理条例施行規則等の定めるところにより、適正に管理しなければならない。

(守秘義務)

第10条 ドライブレコーダー等の運用に関わるすべての者は、第8条に定める場合を除き、記録データから知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

附 則

この規程は、令和 8 年 6 月 12 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

管理責任者
市民協働課長 保健子育て支援課長